3．設立事業所の名称及び所在地　サンフーズ株式会社　広島県広島市南区、広島県醤油協同組合連合会　広島県広島市中区、マルサンのり株式会社　広島県広島市中区、丸ニ株式会社　広島県広島市中区、株式会社ミシマホールディングス　広島県広島市中区、川中醤油株式会社　広島県広島市安佐南区、中谷物産株式会社　広島県広島市安佐南区、株式会社あじかん　広島県広島市西区、株式会社エイショク　広島県広島市西区、株式会社御菓子所高木　広島県広島市西区、宝山食品工業株式会社　広島県廿日市市、田中食品株式会社　広島県広島市西区、日本合同食品株式会社　広島県広島市西区、株式会社ヒロツク　広島県広島市西区、株式会社平安堂梅坪　広島県広島市西区、有限会社堀水産　広島県広島市西区、鯉城餅有限会社　広島県広島市西区、ミスズガーデン株式会社　広島県広島市佐伯区、本万点田淵株式会社　広島県大竹市、広島醤油株式会社　広島県廿日市市、デリカウイング株式会社　広島県廿日市市、佐伯醤油有限会社　広島県廿日市市、有限会社坂本菓子舗　広島県廿日市市、株式会社藤い屋　広島県廿日市市、株式会社やまだ屋　広島県廿日市市、株式会社にしき堂本店　広島県広島市東区、株式会社にしき堂　広島県広島市東区、株式会社にしき堂海田工場　広島県広島市東区、株式会社イシカワ　広島県広島市南区、社団法人広島県食品工業協会　広島県広島市南区、有限会社三谷製菓　広島県広島市南区、株式会社三星　広島県広島市南区、株式会社山口博商店　広島県広島市南区、有限会社寄本商店　広島県広島市南区、株式会社やま磯　広島県広島市安芸区、広島海苔株式会社　広島県安芸郡海田町、株式会社アサムラサキホールディングス　広島県福山市、石井食品株式会社　広島県福山市、河村製菓株式会社　広島県福山市、株式会社にしき堂福山　広島県福山市、藤庄製菓有限会社ル・ロックル　広島県福山市、株式会社マロンドール　広島県福山市、有限会社村上製パン所　広島県福山市、森下製菓株式会社　広島県福山市、有限会社大和屋本店　広島県福山市、浅野味噌株式会社　広島県府中市、金光味噌株式会社　広島県府中市、株式会社本家中村屋　広島県府中市、有限会社福見堂商店　広島県福山市、金子製菓株式会社　広島県呉市、株式会社ますやみそ　広島県呉市、三幸食品工業株式会社　広島県東広島市、有限会社三万石本舗　広島県三原市、中間醸造株式会社　広島県三原市、株式会社まじま製麺　広島県三原市、尾道造酢株式会社　広島県尾道市、有限会社桂馬商店　広島県尾道市、株式会社樋口製菓　広島県尾道市、中国醤油醸造協同組合　広島県東広島市、株式会社ヒロシマ・コープ　広島県三原市、株式会社新福商事　熊本県熊本市南区、広島県食品製造厚生年金基金　広島県広島市南区、株式会社ウイング　広島県廿日市市、寿マナック株式会社　広島県広島市佐伯区、ヤマト食品株式会社　広島県福山市、フードバンク株式会社　広島県広島市西区、マルト製菓株式会社　広島県福山市、三島食品株式会社　広島県広島市中区

4．解散の理由　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項による。

5．解散認可年月日　平成29年３月１日

平成29年３月10日

広島県広島市南区稲荷町４番５号

広島県食品製造厚生年金基金

理事長　竹内　泰彦

厚生年金基金清算人就任公告

当厚生年金基金は公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成25年法律第63号）附則第５条第１項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第１条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第145条第２項により解散しましたので、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成26年政令第74号）第３条第２項の規定によりなおその効力を有するものとされた同政令第２条第８号に規定する廃止前厚生年金基金令第43条に基づき、次のとおり公告します。

１．清算人氏名　代表清算人　竹内　泰彦

２．代表清算人住所　広島県広島市南区稲荷町４番５号

平成29年３月10日

広島県食品製造厚生年金基金

理事長　竹内　泰彦

行旅死亡人

本籍・住所・氏名不詳、推定年齢50歳から60歳位、身長158センチメートル、体格やや肥満、上下総入れ歯の男性

上記の者は、平成29年１月31日、一宮市冨田地内の木曽川左岸遊歩道沿いの樹木にロープの一方を結び、もう一方のロープを首に結んだ状態で発見された。死亡年月日は、平成29年１月30日、昼過ぎ頃と推定される。

遺体は、火葬に付し、遺骨を保管しています。心当たりの方は、当市福祉部生活福祉課まで申し出てください。

平成29年３月10日

愛知県　一宮市長　中野　正康

公　示　送　達

宇都宮都市計画事業宇都宮鶴田第２土地区画整理事業において、下記の者に対する土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第99条第２項の規定による仮換地の使用収益開始日の通知は、送付を受けるべき者が受領を拒んだので、同法133条第１項の規定により当該通知書の送付にかえてその内容を次のとおり公告する。

平成29年３月10日

宇都宮市旭１丁目１番５号

宇都宮都市計画事業宇都宮鶴田第２土地区画整理事業

施行者　宇都宮市

代表者　宇都宮市長　佐藤　栄一

１　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所　栃木県宇都宮市鶴田町227番地３

氏名　中村　和平

２　仮換地の使用収益開始日の通知の内容

平成23年３月22日付け宮西区事第1028号で指定した仮換地の一部のうち、下記のものについて、使用又は収益を開始することができる日を下記のとおり定めたので、土地区画整理法第99条第２項の規定により通知します。

記

使用収益を開始することが出来る仮換地	171街区７画地
使用収益を開始することが出来る日	平成29年２月10日

（教示）

１　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内に栃木県知事に審査請求をすることができます（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第19条に規定されています。）。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。

２　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に宇都宮市を被告として（訴訟において宇都宮市を代表する者は宇都宮市長となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。

３　上記１の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６月以内に宇都宮市を被告として（訴訟において宇都宮市を代表する者は宇都宮市長となります）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、当該通知は栃木県宇都宮市旭１丁目１番５号の宇都宮市役所前掲示場及び栃木県宇都宮市鶴田町970番地１の宇都宮市子ども発達センター内に掲示しています。